

平成 20 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 20 年 12 月 5 日（金曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

税務課長 菅野 敏

副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長（阿部五一）

おはようございます。

ことし最後の議会定例会となるわけでありましてけれども、寒くなる時期でもありますので、健康には十分留意をしながら、お互いに頑張ってまいりたいとこのように思います。よろしくお願いを申し上げます。

これより平成 20 年第 4 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において松村敬子議員及び尾口好昭議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 7 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 7 日間と決定いたしました。

---

○議長（阿部五一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略をいたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 3 行政の報告

○議長（阿部五一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第4回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、条例1件、補正予算4件、その他1件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第3回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、秘書関係ですが、11月1日に挙行いたしました平成20年市政功労者表彰式典におきましては、281名の方々に御出席をいただき、43名の個人と10団体に対し、表彰状及び感謝状の贈呈を行い、その功績をたたえとともに感謝の意を表しました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、多賀城市八幡字一本柳地区の工業団地化構想につきましては、11月11日に御説明申し上げます。

その後、多賀城市産業創造戦略本部に、関係各課の課長補佐及び担当係長等を中心とした専門部会、いわゆるプロジェクトチームを設置して、庁内の連絡調整体制を整えました。

今後は、国、県などの関係機関並びに関係権利者等との協議を進めてまいります。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、訴訟事件関係につきましては、さきに議会の議決を得て執行した多賀城駅北開発株式会社に対する財産の出資が違法支出であるとして、9月4日に住民訴訟が提起されました。

この件については、10月20日に弁論が終結し、今月22日に判決が言い渡されることとなっております。

新田字上河原地区の仙台市への編入につきましては、11月14日に3回目の住民説明会を仙台市と合同で開催いたしました。本市と仙台市の連名で宮城県知事へ当該編入に係る申請を行ったことや、編入後の行政サービス等について説明を行いました。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動推進関係につきましては、NPOに関する基礎知識の普及及びNPOや地域団体が元気に活動するための組織運営ノウハウの習得等を目的に、「NPO マネジメント講座」及び「NPO いちから塾」等を開催しました。

また、10月25日に総合体育館で開催した「健康スポーツフェスティバル」の会場において、「出前サポセン広場」を開催しました。今後も人材育成事業や市民活動への誘導啓発事業を実施してまいります。

国際交流事業につきましては、11月29日に多賀城市国際交流協会の主催により、創立10周年記念事業として「国際交流まつり」が開催されました。当日は、記念式典、食の体験、遊びの体験などを通して異文化交流がなされました。

友好都市関係につきましては、9月27日に福岡県太宰府市で開催された「第26回太宰府市民政庁まつり」で、宮城県産ひとめぼれの新米を太宰府市民にプレゼントしました。これは産業交流の一環として行ったもので、JA 仙台の協力により実現したものです。

10月1日には、天童市市制施行50周年記念式典に出席し、「災害時における友好都市相互応援に関する協定」の調印式を行い、災害時における物的・人的な相互応援体制を構築しました。

また、奈良市との友好都市につきましては、10月24日に奈良市の藤原市長とお会いし、「平城遷都1300年」に当たる平成22年に協定を締結することについて申し入れを行ったところ、締結を目指すことで合意し、今後、詳細を協議していくことになりました。

広報広聴関係につきましては、10月14日から市のホームページにおいて、投票所の場所を地図で確認できるようになりました。

次に、管財課関係ですが、行政機関に対する暴力団等反社会的勢力による違法または不当な行為を防止するため、県内の自治体で構成された「宮城県行政対象暴力対策協議会」において、入札契約に係る暴力団等の排除措置要綱のモデルが策定されました。

本市では、このモデルをもとに「多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱」を制定し、11月1日から施行しました。

なお、要綱の運用に当たっては、警察との密接な連携が必要なことから、11月10日に2市3町、多賀城市上水道部及び三つの一部事務組合の計9団体が塩釜警察署と協定を締結しております。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全関係につきましては、交通安全関係団体の参加・協力のもと、9月21日から30日まで「秋の交通安全市民総ぐるみ運動」を実施し、飲酒運転根絶と交通事故防止を呼びかけました。

防犯関係につきましては、「全国地域安全運動」期間に合わせて、10月11日から20日まで、各地区の防犯協会が地域防犯パトロールを実施しました。また、同月17日には、防犯協会連合会及び塩釜警察署と合同で、本年2回目の「多賀城駅周辺等一斉パトロール」を実施し、遊技場界隈のパトロールや自転車・バイクの盗難防止の呼びかけを行いました。

消防関係につきましては、9月27日に、災害に備え確実な情報収集と伝達が行えるように、消防団全分団による無線運用訓練を兼ねた図上訓練を実施しました。

また、11月9日から15日までの「秋の火災予防運動期間」中には、火災予防の啓発や広報活動を実施しました。

なお、ことしの火災発生件数は、11月末現在で7件となっておりますが、住宅の全焼火災は発生しておらず、平成16年11月から継続している住宅の全焼火災ゼロの期間は4年となりました。

防災関係につきましては、災害時における応急生活物資の供給と一時避難場所の提供について、9月29日に市内の12の事業所等と「災害時における支援協力に関する協定」を締結しました。これにより、物資供給に関しては14、一時避難場所に関しては10の事業所等と協定を締結したことになります。

さらに、今月3日には、社団法人全国エルピーガス卸売協会宮城県支部と「災害時におけるLPガス供給復旧及び支援協力に関する協定」を締結し、災害時における避難所等のガス設備の安全確保と支援協力の体制を構築しました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、10月9日から11日にかけて、夢メッセみやぎで開催された「エコプロダクツ東北2008」の環境科学教室に、市内の小学生511名が参加しました。

循環型社会構築に向けた3R推進施策につきましては、10月17日に、小売業者、住民団体、仙台市周辺市町村及び県で「みやぎレジ袋使用削減取組協定」を締結しました。

協定期間は3年間で、市内では七つのスーパーと65の小売店が参加し、平成21年2月2日から取り組みを開始します。

なお、多賀城・七ヶ浜商工会会員店舗においては、既に取り組みを始めております。

次に、農政課関係ですが、稲作につきましては、生育初期の低温と日照不足による穂数減の影響で、もみ数が少なかったことから、水稻作況指数は前年より2ポイント低い「98」となっております。

なお、品質は、11月26日現在の一等米比率が93.49%、出荷率は91.28%となっております。

平成16年度から市民協働事業として始めた農業用排水路整備につきましては、5年目を迎えた南宮地区、3年目を迎えた新田地区、2年目を迎えた八幡地区のいずれも、今年度分の整備は11月末までに終了しております。

次に、商工観光課関係ですが、商工関係につきましては、2市3町合同事業として、職業や就職に悩みを持つ若者を対象とした「若者向け就職支援講座」を、11月11日から21日まで5回にわたり開催し、17名の参加がありました。

観光関係につきましては、10月から本番を迎えた「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」関連事業として、10月19日に多賀城市観光協会との共催による「第15回壺の碑全国俳句大会」と「第16回多賀城茶会」が、東北歴史博物館を会場として開催されました。特別選者に現代俳句協会名誉会長の金子兜太氏を迎え、県内外から650名の参加がありました。俳句の投句数は、兼題の部には全国から941句、小・中学生の部には1,357句の応募があり、当日の囀目吟には119句が寄せられました。

また、11月16日に、たがじょう市民市実行委員会の主催により、市役所前広場で31店舗の参加を得て「第26回たがじょう市民市」が開催されました。地元産の農産物や新米等を格安で販売したほか、名物鍋コーナーでの「多賀城やかもち鍋」を初めとした、天童市、七ヶ浜町、利府町からの出店や、震災復興支援を目的とした栗駒耕英地区の物産販売、東北学院大学工学部学生による「おもちゃの病院」の開設など新しい試みもあり、約1万3,000人の来場者で盛況のうちに終了いたしました。

21年ぶりにJR東北本線で運行された蒸気機関車「仙台・宮城DC号」の停車駅となった陸前山王駅では、乗客へのおもてなしとして、多賀城鹿踊り、多賀城太鼓、万葉衣装による和楽器の演奏などでキャンペーンを盛り上げました。

さらに、「史都 多賀城」を全国にPRするため、JR東日本仙台支社管内の列車、高速道路のサービスエリアや集客施設等にイメージポスター等を掲示したほか、広報誌やホームページに特集記事を掲載し、市内外に対して広く周知を図っております。

多賀城市観光協会の御協力を得て、本市特産品のPRを図るため、「おいしい多賀城の味」認定品のサンプルを作製し、市役所と東北歴史博物館のロビーに展示しております。

なお、同協会では、本市の「美味し国・伊達な旅・家持万葉の路」のキャッチフレーズのもと、関係団体と連携し、「万葉まつり」など DC 期間中の各イベントの魅力アップを図りながら、誘客の増強に努めております。

また、JR との連携事業である「駅長オススメの小さな旅」では、史跡や歌枕をめぐり、七ヶ浜町と連携したバスツアーなど 5 コースを設定し、143 名の参加者に史都多賀城の秋を満喫していただきました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、多賀城・七ヶ浜商工会の新会館取得に伴い、取り壊しか否かでその扱いが課題となっておりました旧会館につきましては、本市が商工会から無償で譲り受け、市内で障害者自立支援法に基づく事業を展開する社会福祉法人に、土地建物一体で貸し付けることにしました。同法人は、県の障害者支援基盤整備事業補助金を活用し、今年度内に建物を改修し、来年 4 月から障害者を受け入れ、就労移行支援・就労継続支援を行うこととしております。

不要になった入れ歯を回収し、使われている貴金属を抽出・再利用し、その益金の一部をユニセフを通して世界の恵まれない子どもたちに、また社会福祉協議会を通して福祉活動に寄附する活動を行っている、「NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会」に協力するため、11 月 19 日に庁舎入り口風除室へ、入れ歯回収ボックスを設置いたしました。

次に、健康課関係ですが、特定健康診査で保健指導の対象となった 824 名のうち、積極的支援者や動機づけ支援者などの計 125 名に対して、9 月 2 日から、健康、栄養、運動などの特定保健指導を総合体育館等で実施しております。

また、10 月 16 日から 30 日まで、大腸がん検診を実施し、5,621 名が受診しました。

健康増進につきましては、10 月 25 日に総合体育館で健康スポーツフェスティバルを開催しました。健康、栄養、運動の相談や脳年齢・骨密度測定などの健康チェックや体力チェックに、260 名の参加がありました。

食育推進につきましては、11 月 13 日から 20 日まで、市役所ロビーにおいて「食育展」を開催しました。

食育に関する地域、保育所、幼稚園での取り組み状況などのパネルや、学校給食の実物展示、献立用のリーフレットの配布などを行いました。

次に、こども福祉課関係ですが、11 月 1 日から児童虐待防止推進月間に先立ち、10 月 31 日に、JR 各駅におきまして、多賀城市、七ヶ浜町及び「多賀城市要保護児童対策地域協議会」による街頭啓発活動を実施いたしました。

この活動には、私や七ヶ浜町長を初め、主任児童委員、両市町の職員及びボランティアとして多賀城北日本自動車学院職員合わせて 57 名が参加しております。

児童福祉施設の耐震化につきましては、桜木保育所の補強工事が 10 月末に完了しました。これですべての公立保育所の耐震化が終了しました。

次に、介護福祉課関係ですが、災害から災害時要援護者を守るための取り組み指針として、「災害時要援護者支援ガイドライン」を 8 月に策定したところですが、これに基づく第 1 次要援護者である 75 歳以上の独居高齢者等約 1,800 名について、10 月当初から区長、民生委員に名簿の提供を開始しました。

これを受け、地域では区長、民生委員を中心に、要援護者への訪問説明、登録の呼びかけ、支援体制づくり等に取り組んでおります。

次に、国保年金課関係でございますが、10月1日の国民健康保険被保険者証の一斉更新につきましても、昨年と同様に、個人情報保護の観点から配達記録郵便により全世帯約8,400世帯に交付しております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、民間木造住宅の耐震化支援につきましても、耐震診断等支援は、申し込みがあった26件中15件が完了しており、また、耐震改修工事費補助は申し込み9件中6件が完了しております。

次に、道路公園課関係ですが、補助事業につきましても、市道新田高崎線で3件の用地買収、清水沢多賀城線で1件の物件移転補償の契約を締結しております。

工事につきましては、高崎大代線ほか1線道路改良工事、城南二丁目27号線遊歩道整備工事及び高平公園整備工事、中央公園整備工事を発注しております。

単独事業につきましては、前沢2号線のほか2件を発注しております。

また、旧長崎屋の店舗と駐輪場が解体されることから、仮設の駐輪場を2カ所設置し、今月1日から供用開始しております。

次に、教育部について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、学校施設の耐震化につきましても、多賀城東小学校及び山王小学校の校舎本体の補強工事はすべて完了しました。

なお、6月の岩手・宮城内陸地震により、新たな対策項目とされた、補強工事実施部分の強化ガラスへの交換工事につきましては、今月末に完了する予定です。

多賀城中学校の大規模改造工事につきましては、11月末での進捗率が80%となっており、特別教室（技家棟）の解体工事とあわせ、年度内に完了する予定です。

天真小学校につきましては、現在、地震補強に係る基本計画を策定中ですが、計画決定後は、引き続き実施設計業務を行い、できるだけ早期に工事に着手したいと考えております。

第二中学校につきましては、地震補強設計が完了したところですが、安全・安心に加え、質的向上を図るため、引き続き大規模改造事業の設計業務を行い、こちらも早期に着手できるように進めてまいります。

次に、生涯学習課関係ですが、10月8日から13日まで「第29回多賀城市美術展」を文化センターで開催し、絵画、書道、陶芸292点の出展があり、1,905名の入場者がありました。

また、11月9日には「第28回多賀城市民音楽祭」を文化センターで開催し、市内小中高校の合唱や吹奏楽など20団体497名が参加し、1,017名の入場者がありました。

10月12日には、史都多賀城万葉まつり実行委員会の主催により、11回目を迎えた「史都多賀城万葉まつり」が東北歴史博物館をメインステージとして開催され、第1部の万葉衣装行列、万葉ステージに加え、第2部では、水上ステージにおいて神楽、雅楽、能が行われ、約7,100人の観客でにぎわいました。



スポーツ振興につきましては、11月8日に南宮地区農道で「第8回多賀城あぜ道駅伝大会」を開催し、各小中学校やスポーツ少年団から56チーム、358名の参加者がありました。

社会教育施設の耐震化事業につきましては、山王地区公民館の体育館を10月に解体し、現在は埋蔵文化財の発掘調査を実施しております。

また、大代地区公民館の耐震化及び改修工事につきましては、平成21年1月に着手する予定で準備を進めております。

青少年健全育成につきましては、「全国青少年健全育成強調月間 県内一斉指導日」である11月5日に、街頭指導、啓発活動及び環境浄化活動を行いました。青少年補導員、小中高校の先生、東北電力塩釜営業所員など25名が、遊技場、スーパー、多賀城駅などでのチラシ配布や、県道、市道の電柱に張られた有害広告物の撤去を行いました。

次に、文化財課関係ですが、10月4日に国立歴史民俗博物館長の平川南氏をお招きし、多賀城市歴史講演会を開催しました。小ホールが満席となる盛況の中、「多賀城」の名前の由来についての新説等が披露されました。

また、10月25日から今月14日まで、埋蔵文化財調査センター展示室において、第22回企画展「絵でみる考古学 早川和子原画展」を開催しております。

なお、11月22日には、早川氏と元文化庁主任文化財調査官の岡村道雄氏によるトークショーを実施しました。

史跡整備につきましては、国府多賀城駅の北側、館前遺跡を臨む場所に説明板を設置し、あわせて遺跡への通路を開設しました。なお、デスティネーションキャンペーンの期間中は、国司の邸宅と考えられる建物6棟の表示も行っております。

また、10月21日から24日まで、大阪府堺市で全国史跡整備市町村協議会大会が開催され、初代市長以来の宿願であった会長に就任することになりました。

以上、第3回定例会以降今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

日程第4 議案第63号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第4、議案第63号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 63 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、去る 11 月 11 日の説明会において議員各位に説明申し上げましたが、平成 20 年度の税制改正により、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とする制度が創設されたことから、本市においても同制度の趣旨を踏まえ、個人市民税の控除対象となる寄附金を条例で規定するため、必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それでは、議案関係資料番号 2 の 1 ページをお開き願います。

議案第 63 号関係資料に基づきまして御説明申し上げます。

多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改正趣旨でございます。

平成 20 年度税制改正におきまして、寄附金税制が拡充され、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、地方公共団体が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とする制度が創設されたことから、本市におきましても、地域に密着した公益活動の促進や寄附金文化の醸成を図るため、個人市民税の控除対象寄附金を多賀城市税条例で規定することとしまして、平成 20 年第 2 回定例会で可決された多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

初めに、改正の概要でございます。

第 1、控除対象寄附金の拡大等でございますが、地方税法第 314 条の 7、これは寄附金の税額控除になりますけれども、その規定によりまして、所得税法第 78 条、これも寄附金控除でございます。第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市町村の条例で定めるものを追加するものでございます。

これを受けまして市税条例を改正するものですが、その概要は、控除方式を税額控除方式に改め、控除率を市町村民税 6%とし、控除対象限度額を総所得金額等の 30%に引き上げるものでございます。

また、寄附金控除の適用下限額を 5,000 円に引き下げるものでございます。

第 2、条例の改正概要でございますが、1 としまして、多賀城市税条例第 21 条の 6 第 1 項に第 3 号を追加するもので、個人の市民税の寄附金控除の適用対象となる寄附金を、所得税の寄附金控除の適用対象となる次に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの、公益信託に関する法律の規定により県の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出するものその他規則で定めるものとする改正でございます。

次の 2 ページをお開き願います。

(1) でございますが、公益社団法人など公益を目的とする事業を行う法人または団体に対する寄附金のうち、次のア及びイに掲げる要件を満たすと認められるものとして、財務大

臣が指定した法人に対する寄附金でございます。これは所得税法第 78 条第 2 項第 2 号に規定されておりまして、国立大学法人である東北大学、宮城教育大学の 2 法人が該当することとなります。

(2) につきましては、所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定されており、所得税法別表第 1 に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金でございます。また、(1) の、財務大臣が指定する公益社団法人などに対する寄附金及び国または地方公共団体に対する寄附金を除くとしております。

その具体的な法人としまして、地方独立行政法人としまして宮城県立こども病院の 1 法人、公益財団法人及び公益社団法人としましては宮城県対がん協会ほか 14 法人、学校法人としまして東北学院、仙台育英学園ほか 14 法人、社会福祉法人としまして宮城県社会福祉協議会ほか 213 法人、更生保護法人としまして宮城県更生保護協会ほか 1 法人の、計 248 法人が該当してまいります。

続きまして、3 ページの (3) でございます。特定公益信託のうち、その目的が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、科学技術に関する試験研究を行うものに対する助成金の支給などの信託財産とするために支出した金銭を特定寄附金とみなして、所得税法の規定を適用するものでございます。

なお、現時点において該当する法人はございません。

次に、(4) でございます。認定特定非営利活動法人、いわゆる認定 NPO 法人の行う保健、医療または福祉の増進を図る活動など、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動に係る支出金を特定寄附金とみなして、所得税法の規定を適用するものでございます。

なお、(3) 同様、現時点において該当する法人はございません。

次に、条例の改正概要の 2 としまして、個人市民税に関する経過措置でございます。所得税法等の一部を改正する法律附則第 55 条、これは特定地域雇用等促進法人に寄附した場合の寄附金控除の特例に関する経過措置でございますが、その規定によりまして、地域再生法の一部を改正する法律第 19 条第 1 項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 の規定は、なおその効力を有することから、個人が平成 25 年 11 月 30 日までに支出する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金につきましても、所得税の寄附金控除の適用対象とすることとされたことから、個人の市民税につきましても同様の措置を講ずるものでございます。

また、条例指定寄附金を追加したことに伴いまして、引用条文の項ずれなどが生ずるため、規定の整備を行うものでございます。

次に、3 の、施行期日でございますが、「公布の日」としております。

なお、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第 64 号 指定管理者の指定について

○議長(阿部五一)

日程第 5、議案第 64 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 64 号 指定管理者の指定についてであります。これは平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間に於いて、多賀城市老人福祉センター及び多賀城市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉部長（相澤 明）

それでは、議案第 64 号 指定管理者の指定について御説明をいたします。

2 の議案関係資料 10 ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、ただいま市長が申し上げましたとおりでございますが、これまでの選定経緯等につきまして御説明させていただきます。

本市におきましては、平成 18 年度から老人福祉センター、屋内ゲートボール場につきまして、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行ってきたところでございます。その期間が今年度末で満了となっているものでございます。

まず、1 の、指定管理者の候補者の概要でございますが、1 の、団体の名称は、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会、2 の、所在地は、多賀城市中央二丁目 1 番 1 号、3 の、設立は、昭和 46 年 4 月 23 日、4 の、代表者は、会長飯田典美氏でございます。5 の、役員数は、理事 14 人、監事 2 人でございます。

6 の、設立の目的は、多賀城市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることでございます。

7 の、事業実績でございますが、平成 12 年度から平成 17 年度まで、多賀城市老人福祉センター及び多賀城市屋内ゲートボール場の管理運営業務を受託し、平成 18 年度から指定管理者としてこれらの施設を管理し、現在に至っております。

指定管理者の選定に当たり、2 の、老人福祉センター、屋内ゲートボール場の利用者を対象にアンケート調査を、平成 19 年 11 月 5 日から同月 10 日までの 1 週間実施いたしました。

3 番の、調査結果でございますが、アの、老人福祉センターは、この週の利用者は 528 名、うち回答者 169 名。

イの、屋内ゲートボール場は、この週の利用者は 140 名、うち回答者 74 名です。

両施設とも 1 週間に複数回利用する利用者に 1 回の回答をお願いした結果、利用者数と回答者数との差が出てきております。

老人福祉センターにつきましては 14 項目、屋内ゲートボール場は 12 項目の設問とし、利用満足度の項目は、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」の中から選択していただきました。利用満足度について、老人福祉センターは、施設の利用については 97% の利用者が「満足」、「やや満足」と回答しております。職員の対応についても、98% の利用者が「満足」、「やや満足」と回答しております。

また、屋内ゲートボール場は、施設の利用については 93% の利用者が「満足」、「やや満足」と回答しております。職員の対応についても、利用者全員が「満足」、「やや満足」と回答しておりまして、両施設ともに利用者から高い評価を得ております。

ただし、自由記載欄を設けていなかったため、「不満」、「やや不満」の内容はこのアンケート調査では把握できておりませんでした。

次に、3 の、指定管理業務評価でございますが、平成 18 及び 19 年度の 2 カ年分を、平成 20 年 6 月 30 日に保健福祉部介護福祉課でチェックリストに基づき実施いたしました。

評価内容は、老人福祉センターは 51 項目、屋内ゲートボール場は 44 項目でございます。

評価の方法は、「高いレベルで実施されており、高く評価できた」をS、「適切に実施されており問題がなかった」をA、「おおむね適切に実施されていた。一部に不適切な部分を確認されたが、既に改善済みである」、これをB、「概ね適切に実施されていた。一部に不適切な部分を確認されたが、現在改善中であり、近日中に改善される見込みである」がC、「不適切な部分を確認されたため改善を指示したが、未対応または改善の見込みがなく、指定管理者の取り消し等の処分を検討する必要がある」をDといたしました。その5段階で評価いたしました。

評価の結果、老人福祉センター、屋内ゲートボール場ともに、一部に不適切な部分がありましたので、B評価が1項目ございました。その項目につきましては、「不審者対応マニュアルが整備されていない」1項目でございました。それは直ちに改善がなされております。その他の項目はすべてA評価であり、おおむね良好な管理運営がなされていると評価いたしました。

次の、4でございますが、平成18年及び19年度の指定管理業務の評価会議を平成20年8月12日に開催いたしました。

委員の構成は、ア、に記載されておりますように、市職員2名、老人福祉センター利用者2名、屋内ゲートボール場利用者1名の計5名でございます。

評価の内容でございますが、適正な管理運営に関する取り組みについて、利用促進、満足度向上等に関する取り組みについて、効率性の向上に関する取り組み等についての20項目について、指定管理者の実績報告をもとに、また、ヒアリングを行いながら、評価方法として次の5段階で総合評価いたしました。

「十分に達成された」は5点、「ほぼ達成された」は4点、「一部問題はあったものの、おおむね達成された」は3点、「改善を要する」は2点、「改善の未対応、改善の見込みがない」は1点として採点をしていただき、1人100点、合計500点満点の評価を行いました。

最低点数が74点、最高点数が100点、合計458点、平均91.6点と、実績及び事業内容について高い評価を得ました。

これらのことから、その評価を踏まえまして、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書の規定により、公募によらず、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会を引き続き指定管理者として選定すべく、5の選定会議を平成20年10月31日に開催いたしました。

委員の構成は、ア、に記載されておりますように、市職員4名、老人福祉センター利用者1名、屋内ゲートボール場利用者1名の計6名でございます。

評価の内容でございますが、事業計画書について、利用者の平等な利用の確保、サービスの向上等について、適切な維持管理及び経費の縮減について、安定的な経営、人員確保及び個人情報保護について、地域福祉の向上などでございます。その10項目について、多賀城市社会福祉協議会から今後の運営方針や経営目標等のプレゼンテーションを受け、また、ヒアリングを行いながら、評価方法として次の5段階で評価いたしました。

「すぐれている」は10点、「ややすぐれている」は8点、「普通」は6点、「やや劣っている」は4点、「劣っている」は2点として採点をしていただき、1人100点、合計600点満点の評価を行いました。

最低点数が 88 点、最高点数が 100 点、合計 562 点、平均 93.6 点と、これまでの実績はもちろんのこと、今後の事業運営、取り組み姿勢等について、指定管理者候補者としての資質を十分に備えているとの高い評価をいただいたものでございます。

このようなことから、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間、老人福祉センター及び屋内ゲートボール場を、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っていくものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

この議案自体については、特に苦情とか問題とか寄せられておりませんので、同意したいと思うのですが、その指定管理者の今後のあり方の問題としてちょっとお伺いしておきたいと思えます。

前の市長のころは、公職たる市長が個人たる市長に指定管理しても問題ないと。議長が個人たる議長のだれかに指定管理しても問題がないと、そういう見解でした。前の市長時代は。

私は、市長が、個人である議長のだれそれさんに指定管理をするときに、私どもは反対したのですが、その後、「市の幹部や議会関係者や各種の委員会の皆さん方に対して指定管理するのはやめた方がいいのではないか」ということを申し上げましたら、市長は、現市長ですけれども、市長選挙をやった後の委員会の質疑で、「私としては問題だと思う」というふうな発言をされているのです。

それで、その辺は、その後、いわば市役所の意思としてどういう整理をされたのかということについてお伺いしたいのですが。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

その件に関しましては、公募要領の中でどのような制限を加えていくかというところで、現在検討中でございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

市長が委員会で答弁したのはおとしですよ、たしか。違いましたか。市長は、「私としては問題あると思う」と答えたのです。去年ではないですよ。おとしだったと思います。去年だとしたら、もうかなり早いころです。予算委員会のことです。いまだに、検討して、結論が出ないというのはおかしいのではないかと思います。首長がああいう表明をしたのですよ、どうですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

ただいま申し上げましたように、この募集、公募の要領の中で制限を加える方向でというところで現在進めてございます。

○議長（阿部五一）

ほかにありますか。2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

今回の議案については私どもも賛成なのですが、今、部長が説明した中身で、評価の中身とかいろいろやった調査の口頭の報告でした。聞いていて、まあした方がいいと思ってやったのだと思うのですが、やはり観念的でつかめないのです。ペーパーレスにするべきだというような、今、時代の動きもあるようでございますけれども、しかし、こういう大事なことを決めるときには、こういう方向性で、こういう中身を調査しながらやりましたということは、やはり報告書として、紙として出していただいた方が、私たちもより判断の材料としてよくわかるのではないかというふうに、今聞きながら感じたのですが、相手は社協という立派な団体ですけれども、いろいろな団体が応募してくるかと思うのですが、そういうときに、やはり裏づけとなるそういう資料は、きちんと紙で出していただくという方向性で、これからいつていただきたいというふうに思うのですがいかがですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

確かに、今、口頭で御説明しましたので、なかなか御理解が難しいと思いますので、評価したシートなどの点数を、どういう項目をしたか、あと点数がどのぐらいになったか、その辺は出すことはやぶさかではございませんので、今後提案するときには資料を出したいと思っております。

○議長（阿部五一）

12番中村善吉議員。

○12番（中村善吉議員）

議案そのものには全く私は問題はないのですが、時々、老人福祉センターに行くと、「何々をちょっと直してくれ」とか、ちょっと利用者から要望されることがあるのです。ですから、そのときの修理、改善に対しての費用負担のその分配割合ですか、そういうのがもし規定がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

お答えします。



小破修理等について、年間 30 万円の修理費は一応差し上げております。大規模といいますか、少し大きな修理、かかる分については、相談をし、あと業者との調整をしながら、こちらで予算化をして、それは修理費として一応実施しております。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

昭和 60 年に大規模の改造というのですか、されているのです。それ以来、大きな、例えば風呂場とかそういうものの、女性用のトイレは数年前につくっていただいたのですが、風呂場が、私も時々お風呂に入るので、皆さんと一緒に。これから継続してあの施設を活用するために、非常に風呂を活用する、70%ぐらいの方々がお風呂に入りに来ているわけです。非常に風呂は狭いですし、約 30 年以上たっている設計上のものでもありますので、これは利用者のモラルの問題もあるけれども、非常にお隣とお隣同士で、例えば体を洗っておりましたも体が触れたり、もう水がじゃんじゃん飛んできたり、そういうように、はっきり申し上げて、もう少し改善していただきたいという思いです。中には、乱暴な言葉を使って、隣の方に威嚇する方もあります。しかし、未然にモラルをちょっと守って、人にかからないように体を洗っている方もあるわけなのですけれども、そういう点をもう一度、これから、あのお風呂が非常に重要なのをあそこは占めておりますので、私も時々皆さんと一緒にお風呂に入ります。そういった場面も見られるわけですので、その 1 点、ぜひ御検討願いたいと要望しておきます。（「回答なしですね」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 64 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 65 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 66 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 67 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（阿部五一）

この際、日程第 6、議案第 65 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 9、議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 65 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 6,576 万 4,000 円を追加し、総額 177 億 5,079 万 7,000 円とするものであります。

歳出につきましては、職員人件費、下水道事業特別会計繰出金、宮城東部衛生処理組合等負担金に係る減額補正、県事業費の増額による連続立体交差事業負担金の増額補正、八幡字一本柳地区の工業団地化概略事業化検討業務委託料、天真小学校及び第二中学校地震補強事業に係る設計業務委託料、志引団地 13 号線ほか 2 線道路改良事業費の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、道路特定財源の暫定税率執行期間中の減収を補てんする地方税等減収補てん臨時交付金の追加補正、財政調整基金繰入金の減額補正、道路改良事業費等に係るまちづくり交付金及び同事業債の増額補正、臨時地方道路整備事業債の追加補正、関連建設事業の財源組み替え並びに地方債の変更を行うのが主なものであります。

また、外国語活動指導支援業務委託に係る債務負担行為の追加及び自動車借上げ等に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

次に、議案第 66 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、保険事業勘定において、歳入歳出にそれぞれ 133 万 7,000 円を追加し、総額 24 億 118 万 1,000 円とするものであります。

歳出につきましては、職員人件費及び塩釜地区消防事務組合負担金の増額補正を行うものであります。

一方、歳入につきましては、平成 19 年度実績に基づく塩釜地区消防事務組合負担金返還金の追加補正、一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

また、自動車借上料について債務負担行為の追加を行うものであります。

続いて、議案第 67 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出からそれぞれ 3,118 万 7,000 円を減額し、総額 31 億 437 万 6,000 円とするものであります。

歳出については、職員人件費及び公共下水道建設事業費の増額補正、地方債の借りかえに伴う公債費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入については、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金の増額補正、一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

最後に、議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収入につきましては、工事負担金の追加補正を行うものであります。

一方、支出につきましては、人件費並びに企業債償還金の追加補正及び企業債利息の減額補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本案 4 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 4 件については、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 21 名を指名いたします。

---

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 12 月 6 日から 12 月 7 日までは休会といたします。

来る 12 月 8 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 03 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 12 月 5 日

議長 阿部 五一

署名議員 松村 敬子

同 尾口 好昭